

令和4年度 第一回杵築市地域自立支援協議会

議事① 専門部会（計画策定専門部会）の設置について

【諮問事項】

計画策定部会を開催することについて自立支援協議会委員各位の意見を伺います。また、部会の委員の選任について併せて伺います。

【諮問理由】

令和5年度末に、第2期障害者基本計画及び第6期障害福祉計画を一本化した計画を策定する予定であるが、今年度中に計画の素案作成を検討している。部会では主に障がい福祉サービスの適切な供給量について協議する。

H27～ H29	H30～ R2	R3～ R5	R6～ R8	R9～ R11	R12～ R14	R15～ R17
第2期 障害者基本計画 (H29～R5)		第3期 障害者基本計画 (R6～R11)			第5期 障害者基本計画 (R12～R17)	
第4期 障害福祉 計画	第5期 障害福祉 計画	第6期 障害福祉 計画	第7期 障害福祉 計画	第8期 障害福祉 計画	第9期 障害福祉 計画	第10期 障害福祉 計画

議事② 専門部会（相談支援事業専門部会）の設置について

【諮問事項】

相談支援事業専門部会を開催することについて自立支援協議会委員各位の意見を伺います。

【諮問理由】

既存の相談支援連絡会議を、本自立支援協議会の部会という位置づけにすることで、部会の中で判明した地域の課題、障がいをお持ちの方が抱える問題を、深く議論や検証を行うことができる。また、相談支援専門員の資質や技術の向上と次の世代を担う相談員の育成を目指し、積極的な研修の実施等も行っていきたい。

用語説明

○障がい者基本計画とは

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として位置づけられるものであり、市の障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、施策・事業を定める計画。計画の周期は法的に決まっておらず、市町村の判断で設定できる。

○障がい福祉計画とは

障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として位置づけられるものであり、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を図るための供給見込み量や確保策を定める計画。計画の周期は国の指針により、3年間とされている。

○基幹相談支援センターとは

地域の障がい福祉に関する相談・支援の中核的役割を担う機関。総合的な相談業務や相談支援体制の強化を行う。